

旭川市立小中学校  
働き方改革推進プラン  
(第2期)

令和4年3月  
旭川市教育委員会

# 目次

I	これまでの主な動き	1
1	国の動き	
2	北海道の動き	
II	これまでの取組の成果と課題	3
1	推進プランに基づく取組の実施	
2	教職員の勤務時間の状況	
3	教職員意識調査の実施	
4	働き方改革推進校の取組	
III	推進プラン（第2期）の概要	7
1	推進プラン（第2期）の位置付け	
2	取組の方向性	
3	目標，取組期間	
4	推進体制	
5	保護者や地域住民の理解促進	
IV	具体的な取組	11
	重点取組1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備	
	重点取組2 部活動指導に関わる負担の軽減	
	重点取組3 勤務時間を意識した働き方と学校運営体制の充実	
	重点取組4 教育委員会による学校サポート体制の充実	
V	働き方改革の推進に当たっての留意事項	16
1	上限時間について	
2	虚偽の記録等について	
3	持ち帰り業務について	

# I これまでの主な動き

学校における働き方改革に係る国と北海道のこれまでの主な動きは、次のとおりである。

## 1 国の動き

- 平成29年6月、文部科学省は、中央教育審議会（中教審）に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策」について諮問した。
- 中教審は、同年8月に学校における働き方改革に係る緊急提言を行い、同年12月に中間まとめを公表した。これを踏まえ、文部科学省は学校における働き方改革に関する緊急対策を取りまとめた。
- 平成31年1月、中教審は答申を取りまとめ、同日、文部科学省は公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（以下「上限ガイドライン」）を定め、超過勤務の上限を月45時間以内、年360時間以内と規定した。
- 同年3月、文部科学省は、中教審の答申を踏まえ、学校における働き方改革に関する取組の徹底について各教育委員会に通知した。
- 令和元年12月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（改正給特法）が公布され、上限ガイドラインが法的根拠のある指針に格上げされるとともに、休日のまとめ取りのための一年単位の変形労働時間制の適用についての規定が整備された。
- 令和2年1月、文部科学省は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下「上限指針」）を告示した。
- 同年7月、文部科学省は、一年単位の変形労働時間制の活用に係る詳細事項を定める省令を公布するとともに、上限指針を改正し、一年単位の変形労働時間制に係る内容を追記した。

## 2 北海道の動き

- 平成30年3月、北海道教育委員会（以下「道教委」）は、学校における働き方改革北海道アクション・プランを策定した（同プランは、平成31年3月、令和元年7月、令和2年3月に改定）。
- 令和2年12月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（以下「給特条例」）の一部を改正する条例が公布され、休日のまとめ取りのための一年単位の変形労働時間制に関する規定が追加された。
- 令和3年2月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則が公布され、道教委は、長期休業期間等において新たな週休日を連続して設けるための道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領を制定した。

○ 同年3月、道教委は、学校における働き方改革北海道アクション・プラン（第2期）を策定した。

年 月	国（文部科学省等）の動き	北海道（道教委）の動き
平成29年6月	○中央教育審議会（中教審）に学校における働き方改革に関する総合的な方策を諮問	
平成29年8月	○中教審が学校における働き方改革に係る緊急提言	
平成29年12月	○中教審が中間まとめを公表 ○学校における働き方改革に関する緊急対策	
平成30年3月	○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン策定（スポーツ庁）	○学校における働き方改革北海道アクション・プラン策定
平成31年1月	○中教審が答申を取りまとめ ○公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（上限ガイドライン）策定	
平成31年3月	○審議会答申を踏まえ、学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）	○アクション・プラン改定
令和元年7月		○アクション・プラン改定
令和元年12月	○改正給特法公布（上限ガイドラインを指針に格上げ、休日のまとめ取りのための一年単位の変形労働時間制の適用）	
令和2年1月	○上限指針告示	
令和2年3月		○アクション・プラン改定
令和2年7月	○上限指針改正（一年単位の変形労働時間制に係る内容追加）	
令和2年12月		○給特条例改正（一年単位の変形労働時間制に係る規定追加）
令和3年2月		○一年単位の変形労働時間制に係る規則公布、要領制定
令和3年3月		○アクション・プラン（第2期）策定

## Ⅱ これまでの取組の成果と課題

平成31年1月、旭川市教育委員会（以下「市教委」）では、平成31年度から令和3年度までを取組期間とする旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（以下「推進プラン」）を策定し、学校における働き方改革を進めてきた（令和2年9月、推進プランを改定）。

これまでの取組の主な成果と課題は、次のとおりである。

### 1 推進プランに基づく取組の実施

推進プランでは、当初「1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教職員をゼロ」とすることを達成目標に掲げ、学校への専門スタッフの配置や部活動ガイドラインに基づく適切な部活動の実施、学校閉庁日や定時退勤日の設定など、4つの重点戦略に基づく様々な取組を進めてきた。

この間、国は上限ガイドラインを法的根拠のある指針に格上げし、その中で教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置が示されたことから、市教委では、その内容を踏まえ、令和2年3月、旭川市立学校管理規則に、教育職員の時間外在校等時間の上限等に関する方針（以下「上限方針」）を定め、時間外在校等時間の上限を「1か月45時間以内、1年間360時間以内」と規定し、同年9月、推進プランの達成目標もこれに併せて見直した。

### 2 教職員の勤務時間の状況

#### (1) 勤務時間の計測と記録

働き方改革推進法による改正後の労働安全衛生法体系において、適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化され、教育職員についても、平成31年1月に文部科学省が定めた上限ガイドラインにおいて、勤務時間を客観的な方法により計測することが求められることとなった。

このため、旭川市立小中学校では、平成31年4月から出退勤管理用ソフトを用いるなど客観的な方法により教職員の勤務時間の計測と記録を開始した。

#### (2) 時間外在校等時間の状況

各学校において勤務時間の計測と記録を開始したことにより、教職員には勤務時間を意識した働き方が浸透してきているが、依然として在校等時間の上限を超える者が一定程度存在しており、長時間勤務が必ずしも解消できていない実態がある。

上限を超える者の割合は校種や職種によって異なり、職員数の最も多い教諭については、小学校、中学校ともにその割合は下がってきているものの、教頭と主幹教諭については、上限を超える者の割合がそれぞれ7割と4割を超え、他の職種に比べ長時間勤務者の割合が高い状況が見られる。

道教委が実施した教育職員の時間外勤務に係る実態調査によると、正規の勤務時間外

において、教頭は調査等の事務処理、会議や打合せ、学校経営や学校運営等に関する業務に従事しており、主幹教諭・教諭については、教材研究や授業準備、成績処理、部活動指導等の業務に従事している状況が見られる。

このため、市教委において調査業務の更なる精選など、これまで実施してきた取組をより実効性のあるものとしていく必要がある。また、各学校においても、校内組織の整理や会議の効率化、ICTの活用など、それぞれの実情を踏まえて可能な限り業務改善を進めていく必要がある。

### 時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員の割合

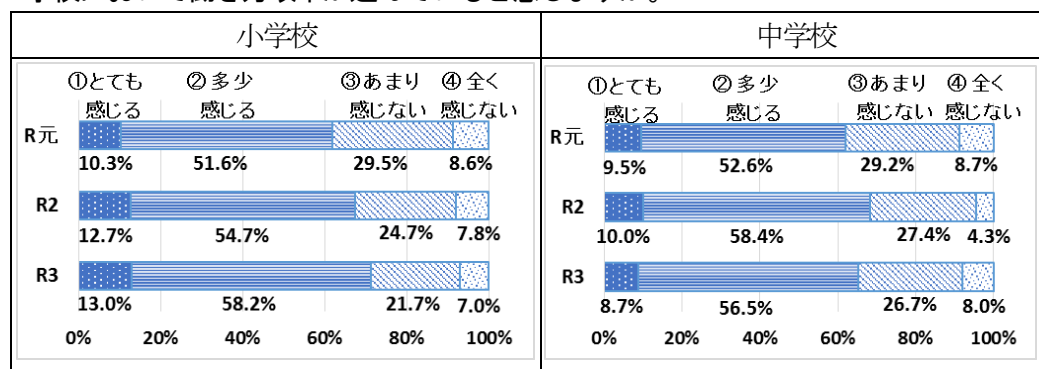
職種	校種	小学校		中学校		小中学校全体	
		R 元年度	R2 年度	R 元年度	R2 年度	R 元年度	R2 年度
校長		5.8%	7.9%	8.3%	10.1%	6.6%	8.6%
教頭		78.5%	76.0%	68.9%	73.0%	75.3%	75.0%
主幹教諭		40.3%	43.0%	46.3%	44.4%	42.7%	43.6%
教諭		19.4%	16.3%	32.3%	29.8%	24.0%	21.0%
養護教諭		9.0%	10.7%	14.9%	7.2%	10.9%	9.6%
栄養教諭		6.0%	4.3%	0.0%	11.3%	5.2%	5.4%
事務職員		6.2%	7.7%	7.8%	11.2%	6.7%	8.9%
全体		20.6%	18.3%	30.6%	29.5%	24.1%	22.1%

## 3 教職員意識調査の実施

市教委では、教職員の勤務状況や働き方改革に関する意識などを把握し、学校における働き方改革に向けた取組の参考とすることを目的に、令和元年度から毎年度、教職員を対象とした働き方改革に係る意識調査を実施している。

その調査結果を見ると、働き方改革が進んでいると感じる教職員の割合は増え、多忙感を感じている教職員の割合は減っている。また、勤務時間を意識して勤務している教職員や時間外勤務を減らそうと意識している教職員の割合が増えている状況も見られ、以前に比べ、働き方改革に対する教職員の意識が高まってきていることがうかがえる。

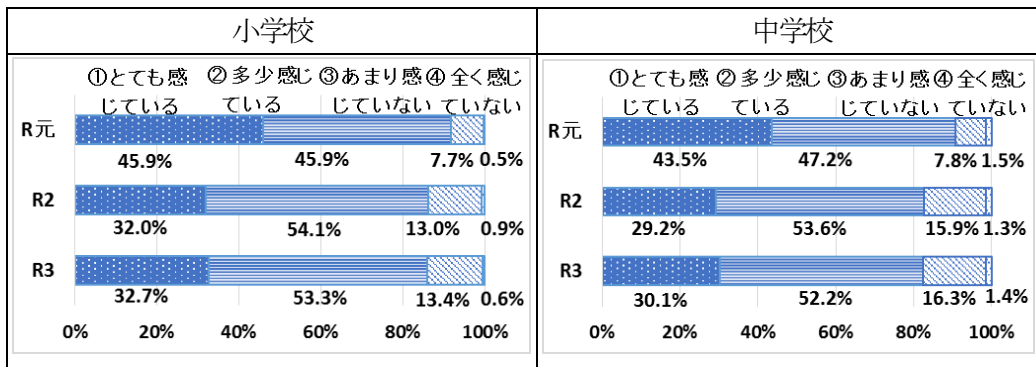
### (1) 学校において働き方改革が進んでいると感じますか。



※働き方改革が進んでいると感じる教職員の割合（「①とても感じる」と「②多少感じる」の合計）

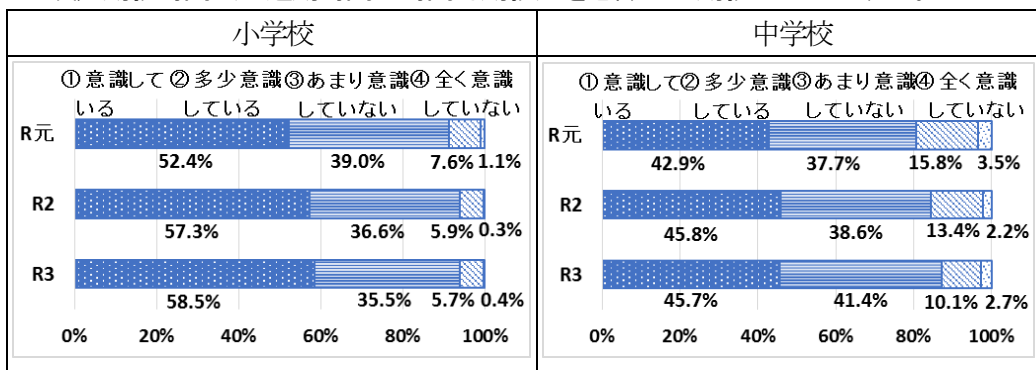
について、令和元年度と令和3年度を比較すると、小学校で9.3ポイント、中学校で3.1ポイントそれぞれ上昇している。

(2) 現在、業務に「多忙感」を感じていますか。



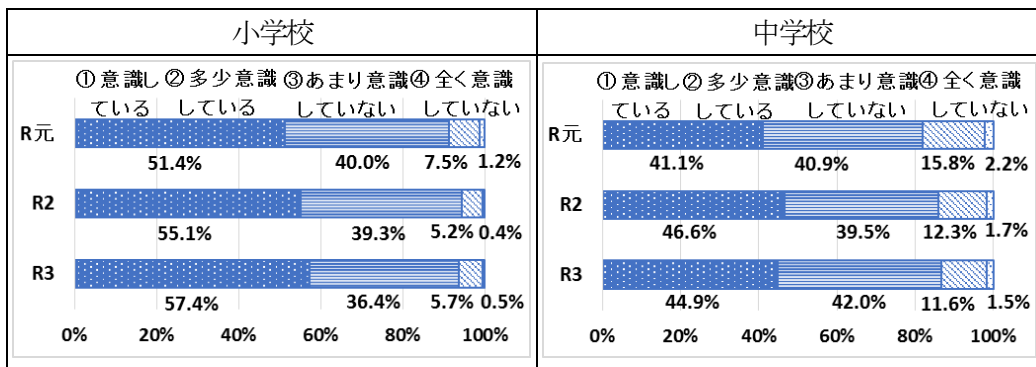
※「多忙感」を感じている教職員の割合（「①とても感じている」と「②多少感じている」の合計）について、令和元年度と令和3年度を比較すると、小学校で5.8ポイント、中学校で8.4ポイントそれぞれ低下している。

(3) 日頃、勤務時間（出退勤時間や時間外勤務）を意識して勤務していますか。



※勤務時間を意識している教職員の割合（「①意識している」と「②多少意識している」の合計）について、令和元年度と令和3年度を比較すると、小学校で2.6ポイント、中学校で6.5ポイントそれぞれ上昇している。

(4) 日頃、時間外勤務を減らそうと意識していますか。



※時間外勤務を減らそうと意識している教職員の割合（「①意識している」と「②多少意識している」の合計）について、令和元年度と令和3年度を比較すると、小学校で2.4ポイント、中学校で4.9ポイントそれぞれ上昇している。

## 4 働き方改革推進校の取組

令和元年度、道教委は「新時代の教育を支える働き方改革促進事業」を実施し、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の各1校を推進校に指定し、校長経験者や民間コンサルタントの助言を受けながら推進校における業務改善に取り組み、その成果をもとに、「北海道の学校における働き方改革手引（Road）」を取りまとめた。

その後も道教委は推進校を23校に拡大し、Roadを活用しながら引き続き実践研究を進めている。

令和元年度から推進校に指定されている旭川市立知新小学校では、教職員の意識改革が進み、様々な業務改善の取組により業務の効率化が図られ、働き方改革が着実に実を結んでいる状況が見られる。

### 旭川市立知新小学校における働き方改革の取組

～令和3年度知新小学校働き方改革推進プラン（改定版）より

#### 働きがいのある学校（職場）の6要素

①均衡 ②環境 ③標準 ④感謝 ⑤対話 ⑥成長

#### 【働きやすさの3要素】

①**均衡** ～各自の仕事と私生活のバランスが保たれている職場

（具体例）QRコードによる出退勤管理（在校等時間の客観的計測）

自分マネジメントボード（自分の勤務実態の可視化）

②**環境** ～授業に関わる資料・教具等が整理整頓され、働きやすい環境の職場

（具体例）校内環境整備（教材室・体育館地下室・物品庫の整理整頓）

クリーンタイム（毎週木曜日、机上・机中の整理整頓）

ICTの効果的な活用（授業準備の時間確保、業務効率化）

街頭指導の外部化（学校支援ボランティアの活用）

③**標準** ～職員が休んでも替わっても担任・分掌等が適切に機能する職場

（具体例）学年通信の隔週発行（形式を全学年統一、事務連絡のみ）

業務のマニュアル化（誰もが同じ目的、同一行動）

#### 【やりがいの3要素】

④**感謝** ～自分の存在や役割が日常的に認められる職場

（具体例）サンキューカード（感謝・認知の雰囲気醸成）

⑤**対話** ～自由に意見やアイデアを述べることができ、一体感がある職場

（具体例）プロジェクト方式（校内組織や校内研修を少人数で実施）

⑥**成長** ～個人の成長機会が整備され、成長実感を得られる職場

（具体例）授業改善（授業参観の人数を絞り、研究授業を実施）

ミニ研修（放課後20分程度の短時間研修）



## Ⅲ 推進プラン（第2期）の概要

### 1 推進プラン（第2期）の位置付け

市教委では、国の上限指針第2章第2節(1)に基づき、旭川市立学校管理規則第11条の2に上限方針を定めたところであるが、推進プラン（第2期）は、同条第3項の規定に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。

また、推進プラン（第2期）に基づく取組は、第2期旭川市学校教育基本計画の基本施策7「学校の教育力の向上」の取組17「教職員がより子どもと向き合える環境づくりの推進」に位置付けられるものである。

### 2 取組の方向性

子どもたちの豊かな学びや成長のためには、教職員が誇りや情熱を持ち、やりがいを実感しながら、心身ともに健康でいきいきとした姿で子どもたちと向き合うことができる環境づくりが重要である。

そのため、これまでの働き方を見直し、業務の質的転換や量的見直しにより改善を図ることで、教育職員が限られた時間の中で、授業やその準備に集中できる時間、自らの専門性を高めるための研修の時間、児童生徒に接する時間を十分に確保するとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで自らの人間性を高め、児童生徒に効果的な教育活動を行い、教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念や方向性を共有しながら取組を推進することとする。

また、学校における働き方改革の推進に当たっては、教育職員一人一人の問題にとどめることなく、学校はもとより、国や道教委、市教委、さらには家庭や地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場を認識し、課題意識に基づいて、学校種による勤務態様の違いや教育職員という仕事の特性を考慮しつつ、学校における働き方改革の取組を進めていくことが重要である。

学校における働き方改革には、国や道教委の制度が大きく影響することから、本推進プランの取組を実施することで全ての課題が解決するわけではないが、様々な視点から取り組み、各取組の成果を集め、総体として勤務時間の縮減等につなげていく。

なお、本推進プランについては、道教委が策定している学校における働き方改革北海道アクション・プラン（第2期）との整合を図り、道教委とも連携を図りながら学校における働き方改革を推進していく。

### 3 目標, 取組期間

上限方針に定めた在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおりスローガン, 目標, 重視する視点, 取組期間を設定する。

#### (1) スローガン

子どもたちの豊かな学びや成長に向け、教職員が誇りや情熱を持ち、やりがいを実感しながら、心身ともに健康でいきいきと子どもたちと向き合うことができる環境づくりを推進する。

#### (2) 目標

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

#### (3) 重視する視点

ア 教職員一人一人の「気付き」

各教職員が自らの働き方を認識し、各自が最適な取組を実践する。

イ 学校組織全体の「対話」

学校全体で対話し、業務改善を実践する。

ウ 地域との「協働」

働き方改革に対する保護者や地域住民の理解と協力を醸成する。

#### (4) 取組期間

令和4年度から令和6年度までの3年間とする。

#### 【用語解説】

① 「教育職員」とは、学校職員のうち、給特条例第2条第2項に定める校長, 教頭, 主幹教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭, 助教諭, 講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。なお、それ以外の職員（事務職員等）については、学校ごとに締結する36協定における時間外労働の限度時間が適用される。

② 「在校等時間」とは、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間（正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間を含む。）として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間とする。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間

イ 在宅勤務等の時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（当該教育職員の申告に基づくもの）

エ 休憩時間

- ③ 「所定の勤務時間」とは、給特条例第7条第1項各号に掲げる日（祝日法による祝日、年末年始の休日及び開校記念日（代休日が指定された日を除く。））以外の日における正規の勤務時間をいう。
- ④ 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、教育職員の業務量の適切な管理を行うことを前提に、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とすることができる。
- なお、これは例外的な取扱いであり、厳格に適用する必要があることに留意する。
- ア 1か月の時間外在校等時間 100時間未満
- イ 1年間の時間外在校等時間 720時間
- ウ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月
- エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間

## 4 推進体制

### (1) 市教委及び学校の役割

ア 市教委の役割

- ・学校における働き方改革を進めるための計画や教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等を定める。
- ・学校における働き方改革を進めるための取組を主体的に実施するとともに、各学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施する。
- ・教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対し、業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。
- ・市教委の関係部署が学校における働き方改革の推進について情報共有と連携を図りながら着実に取組を進める。

イ 学校の役割

- ・校長は、学校の重点目標に働き方改革を明確に位置付け、全ての教職員の共通理解の下、勤務時間を意識した働き方を進め、教職員一人一人の意識改革を促進する。
- ・校長は、本推進プランに掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、道教委の働き方改革手引「Road」を活用するなどして、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進する。

### (2) 取組の検証・改善

市教委は、各学校の教職員の勤務時間の状況を把握するとともに、定期的に教職員を対象とした意識調査を実施し、比較検証を行うことにより、推進プランの見直しと改善につなげる。

## 5 保護者や地域住民の理解促進

学校教育の質の向上を図っていく上では、学校、家庭、地域の連携と協力が不可欠であり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が重要である。学校における働き方改革を進める上でも、相互の信頼関係のもと、その趣旨について保護者や地域住民の理解を深める必要がある。

そのため、市教委においては、旭川市PTA連合会等の関係団体と連携しながら学校における働き方改革の取組についての周知を図る。

各学校においては、働き方改革や業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、様々な機会を通じて保護者や地域住民に説明を行い、理解を得ながら円滑な学校運営に努める。

## IV 具体的な取組

### 重点取組 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- (1) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進
- (2) ICTを活用した業務の推進
- (3) 働きやすい職場環境の整備
- (4) 地域との協働の推進
- (5) 給食費の公会計化による徴収業務の軽減

### 重点取組 2 部活動指導に関わる負担の軽減

- (1) 適切な休養日と活動時間の設定
- (2) 部活動指導員の配置
- (3) 学校規模に応じた部活動数の適正化
- (4) 国の部活動改革を踏まえた取組の推進

### 重点取組 3 勤務時間を意識した働き方と学校運営体制の充実

- (1) 勤務時間の客観的な計測と記録
- (2) 長期休業期間中における学校閉庁日の設定
- (3) 主幹教諭の配置促進
- (4) 事務職員の校務運営への参画
- (5) 学校の組織運営等に関する精選・見直し
- (6) ワークライフバランスを意識した働き方の推進
- (7) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進
- (8) 時間外連絡体制の整備
- (9) 働き方改革に関する研修の実施

### 重点取組 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

- (1) メンタルヘルス対策の推進
- (2) 各種調査業務等の見直し
- (3) 研修の精選・見直し
- (4) 法務相談体制の整備
- (5) 学校事務の共同化の促進

## 重点取組 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

### (1) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ア 道教委の各種事業を効果的に活用することにより、加配教員や非常勤講師の配置を促進するほか、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）や学習指導員の配置を促進する。
- イ 不安や悩みを抱えている児童生徒やその保護者と学校を支援するため、スクールカウンセラーの配置時間の拡充に努めるほか、子ども総合相談センターに配置されているスクールソーシャルワーカーの活用を促進する。
- ウ 特別な支援を必要とする児童生徒の教育活動の充実と担当する教員の負担軽減を図るため、特別支援教育補助指導員を配置する。医療的ケアが必要な児童生徒への対応を行う看護師資格を持つ補助指導員の配置も引き続き行う。
- エ 旭川市適応指導教室「ゆっくらす」において、不登校及びその傾向にある児童生徒の学校生活への適応や学校復帰に向けた支援及び指導、保護者や在籍校の担当教員等の支援を行う。
- オ 小学校外国語活動及び中学校外国語を担当する教員の指導補助を行うため、外国人英語指導助手（ALT）及び外国語活動サポーターを配置する。
- カ 学校図書館の蔵書管理や読書環境の整備等に係る教職員の負担軽減を図るため、学校司書を配置する。

### (2) ICTを活用した業務の推進

- ア オンラインによる教材等の提供と活用促進を図るとともに、各教科の学習指導案や教材等をクラウド上で共有できるように工夫するなどして、授業準備や校内研修を支援し、学級担任、校内研修担当などの教員の負担軽減を図る。
- イ 名簿情報管理や成績処理、指導要録・通知表作成、校務分掌業務など、教員の事務負担軽減に向けて、校務支援ソフトウェアの導入やICT環境の整備に努める。

### (3) 働きやすい職場環境の整備

- ア 学校の建替や大規模な改築の際、教室や諸室、体育館等の施設の配置や動線について、児童生徒が学習しやすい環境づくりの視点に加え、教職員が働きやすい環境づくりの視点も持ちながら整備を行う。
- イ 各学校では、業務効率の向上や動線の短縮、情報共有やコミュニケーションの活性化などにつながるようレイアウトの工夫改善を図るとともに、整理整頓に取り組むことによって働きやすい環境づくりを進める。

### (4) 地域との協働の推進

- ア 各学校の教育活動に積極的な協力が得られるよう、学校における働き方改革の趣旨について、保護者や地域住民の理解を促進する。
- イ コミュニティ・スクールの取組等を通じて、学校運営に地域住民等の参画を促し、学校と地域の連携・協働を推進する。

(5) 給食費の公会計化による徴収業務の軽減

- ア 各学校が私会計で管理し、教職員が担っている集金や未納者への対応などの負担軽減に向け、国が示す会計業務に係るガイドラインを踏まえ、給食費の公会計化への取組を進める。

## 重点取組 2 部活動指導に関わる負担の軽減

(1) 適切な休養日と活動時間の設定

- ア 国のガイドラインや道教委の方針を踏まえて策定した旭川市立中学校部活動ガイドライン及び各学校が策定した部活動に係る方針に基づき、部活動における休養日及び活動時間を適切に設定する。

(2) 部活動指導員の配置

- ア 国及び道教委が実施する補助事業を活用し、顧問の教員に代わり単独で部活動の指導や引率を行うことができる部活動指導員を配置する。

(3) 学校規模に応じた部活動数の適正化

- ア 学校規模や教員の配置状況を踏まえた適正な部活動数となるよう、部活動の統廃合や合同チームの設置を検討するなど、部活動数の適正化に努める。

(4) 国の部活動改革を踏まえた取組の推進

- ア 休日の部活動を段階的に地域の活動へと移行することを目指す国の部活動改革の方向性を踏まえ、地域部活動の運営主体として想定される関係団体との連携協力や、休日の指導等を担う地域人材の確保に向けた取組を進める。

## 重点取組 3 勤務時間を意識した働き方と学校運営体制の充実

(1) 勤務時間の客観的な計測と記録

- ア 各学校において教職員の在校等時間を客観的に計測・記録し、分析することで、長時間勤務の要因や教職員間の業務負担の偏り等を把握し、校内サポート体制の構築や校務分掌の平準化に取り組む。
- イ 教職員一人一人が勤務時間を意識した働き方を実践し、見通しを立てて効率的に業務を遂行する機運の醸成を図る。

(2) 長期休業期間中における学校閉庁日の設定

- ア 教職員が休暇を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定する。

### (3) 主幹教諭の配置促進

ア 学校が抱える様々な課題に迅速かつ組織的に対応していくため、学校の組織運営体制・指導体制の充実を図る観点から配置される主幹教諭について、道教委に積極的に配置を申請し、配置促進に努める。

### (4) 事務職員の校務運営への参画

ア 事務職員が専門性を生かし、自主的・主体的に校務運営に参画することができる環境整備を促進する。

### (5) 学校の組織運営等に関する精選・見直し

ア 各学校は、学校経営方針や重点目標等に働き方改革に関する目標や具体的取組内容等を盛り込み、教職員が共通理解の下、計画的・組織的に取組を進める。

イ 各学校が作成する各種計画等について、可能な限り整理・統合を進めるなど必要な見直しを進める。

ウ 各学校が設置する特別委員会等のうち、類似の内容を扱うものについて整理・統合や構成員の統一を図るなど、業務の効率化と適正化を進める。

エ 学校行事や会議等について、精選や取組内容の見直し、準備の簡素化を推進する。

オ 各学校が行う校内研修や校内研究について、教職員に過重な負担がかからないよう精選や内容の見直しを進め、効果的・効率的な実施に努める。

### (6) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

ア 教職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、勤務時間を意識した働き方を実践するよう、各学校において、月2回以上の定時退勤日や年2回以上の時間外勤務等縮減強調週間の設定を行うほか、年次有給休暇の取得促進に取り組む。

イ 修学旅行の引率業務等に係る変形労働時間制のほか、週休日等に係る振替期間の特例制度や勤務時間のスライド、割振変更など勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効に活用し、正規の勤務時間の割り振りを適正に行う。

### (7) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

ア 各学校の管理職は、人事評価等の面談の機会を活用し、教職員と業務改善に向けた意識の共有を図り、学校組織が一丸となって働きやすい職場環境づくりに取り組む機運を醸成する。

### (8) 時間外連絡体制の整備

ア 学校から保護者への緊急性が高い連絡については、一斉メール配信により、迅速かつ確実な情報提供を効率的に行う。

イ 緊急性が高くない問合せ等への対応によって時間外勤務が増えることのないよう、保護者や地域住民等の理解促進と連絡対応体制の整備に努める。



#### (9) 働き方改革に関する研修の実施

- ア 学校の管理職を対象としたマネジメント研修の実施を通じて、働き方改革に関する情報提供や好事例の紹介などを行う。
- イ 各学校において、教職員を対象とした働き方改革に関する研修を実施し、勤務時間を意識した働き方や業務改善の取組の浸透を図る。

### 重点取組 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

#### (1) メンタルヘルス対策の推進

- ア 市教委は、教職員にストレスへの気付きを促し、適切な労働環境を確保するため、ストレスチェックを実施し、その結果に基づく医師による面接指導や学校への集団分析結果の提供を行うなどメンタルヘルス対策を推進する。

#### (2) 各種調査業務等の見直し

- ア 市教委は、教職員の事務負担を軽減するため、学校を対象とした調査や委員の派遣等について、その必要性や妥当性を考慮し、可能な限り廃止や縮小、統合を進める。また、市長部局に対しても同様の見直しや改善を求める。
- イ 市教委は、各種団体から学校に届く各種コンクールへの出展依頼や家庭向け配布物等が教職員に過度の負担とならないよう、当該団体に対し、教職員の負担軽減に向けた協力を要請する。

#### (3) 研修の精選・見直し

- ア 市教委が主催する教職員研修について、参加者の負担軽減を考慮し、日程の見直しや実施内容の精査、オンデマンド研修の実施など、研修の精選と見直しを進める。
- イ 市教委は、働き方改革を意識した組織運営マネジメントやメンタルヘルス対策など、働き方改革の視点を盛り込んだ教職員研修の実施に努める。

#### (4) 法務相談体制の整備

- ア 学校における法的な対応が必要な事案の解決を支援するため、弁護士（スクールロイヤー）による法的な観点からの助言等を受けることができる相談体制を整備する。

#### (5) 学校事務の共同化の促進

- ア 共同学校事務室を通じて、学校間の事務の標準化を進め、事務処理の効率化と事務職員の職能向上を図る。

## V 働き方改革の推進に当たっての留意事項

学校における働き方改革の推進に当たっては、国の上限指針を踏まえ、次の事項に留意する。

### 1 上限時間について

国の上限指針や市教委が定めた上限方針については、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではなく、また、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組むものであること。

学校の管理職及び市教委は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。

### 2 虚偽の記録等について

教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

### 3 持ち帰り業務について

本来、持ち帰り業務は行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないこと。

学校の管理職及び市教委は、仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。